

北見市男女共同参画の基本計画について
(答 申)

平成19年3月27日
北見市男女共同参画審議会

答申にあたって

北見市は、平成11年3月に策定された「男女共同参画プランきたみ」(以下「プラン」という)に基づいて、男女共同参画を推進する施策を実施してきた。プランの期間は平成18年度までとなっているが、昨年3月5日の市町村合併によりプランは失効した状態である。

新北見市では、「北見市男女共同を推進するための条例」(以下「条例」という)や、条例に付随する規則を制定し、新市の男女共同参画に関する行政を進めているが、条例の第16条には、市長は男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という)を定めることと規定されている。

また、男女共同参画社会基本法第9条に、地方公共団体の責務として、地方公共団体は区域の特性に応じた施策を策定し、これを実施する責務があることが規定されている。

この3月5日には、北見市合併1周年の集いが開催され、旧1市3町の特性を生かした、新たな北見市の市民憲章が制定されたところでもある。

このような時代の変化と社会情勢の変動に対応して、男女共同参画に関する施策も、新生北見市にふさわしい基本計画を策定する必要がある。

北見市男女共同参画審議会は、平成18年10月17日、北見市長より「北見市男女共同参画の基本計画について」諮問を受け、同日第1回審議会を開催して以降、7回にわたって審議を重ねるとともに、事務局会議も8回行い、諮問事項について検討してきた。

また、審議会の委員は、合併した新市の各自治区からの推薦者、識見者、労働団体、経済団体、女性団体、公募など、各界からの幅広い構成となっており、このため、多角的・多面的な意見を交換することができ、結果、次のとおり審議会委員の意見の一致をみたので、本日ここに答申する。

北見市男女共同参画審議会
会長 松岡 義和

答 申

「基本計画策定の趣旨」

北見市男女共同参画の基本計画（以下「基本計画」という）は、北見市男女共同参画を推進するための条例（以下「条例」という）に基づき、北見市長が定めるものであって（条例第16条）、男女共同参画の推進に関する行政上の指針となるべきものである。

この基本計画は、昨年3月の合併により誕生した、新北見市の特性に対応した内容のものでなければならない。

合併前の北見市では、男女共同参画審議会から新市が誕生後、基本計画がスムーズに策定されるよう、合併後の新市の姿を見据えた基本計画の「中間答申」を受けている。

このことから、最終答申に当たっては、旧北見市で受けた「中間答申」の重点課題のテーマ等を踏襲し、その重点課題を推進するための大項目を提言することとする。

まず、ここに重点課題を明記し、以下、重点課題ごとに大項目とその基本的な考え方、審議会での主な意見を述べることとする。

重点課題

- ・政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大（条例第5条、第6条、プラン推進課題 大項目1に対応）
- ・家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援（条例第7条、プラン推進課題 大項目2、推進課題 大項目1に対応）
- ・農山漁村における男女共同参画の確立（条例第7条、プラン推進課題 大項目2に対応）
- ・男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり（条例第8条、プラン推進課題 に対応、あらゆる暴力の根絶（条例第4条）を含む）
- ・男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調（条例第3条、第9条、第13条、第19条、プラン推進課題 に対応）

以下、それぞれの重点課題に沿って大項目を述べる。

重点課題 「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」

「大項目」

1. 市政における政策・方針決定過程への女性参画の促進

2. 民間団体等における女性参画の促進

大項目の基本的な考え方

男女共同参画社会の形成において、男性、女性を問わず、一人ひとりが社会の一員であることを自覚し、社会のあらゆる分野に男女がともに参画して、責任を担いながら豊かな社会をつくりだすことが重要である。このためには公務員、民間を問わず、さらには家庭や職場などのあらゆる場において、互いの人権を尊重し、能力と個性を認め合い、重要な意思決定の場における男女共同参画こそが大切な要件と考える。

このことから、行政においては、委員会等の男女の数が均衡するよう配慮すべきであり、また、行政庁や公立学校においては、男女がバランスよく管理職に登用されるよう努力する必要がある。企業や労働組合・各種業界などの民間団体においても、重要な役職に就く男女の数が均衡になるように配慮する必要がある。さらには、行政も民間団体においても、女性登用率改善の取組みが、目に見える結果として現れるようにすべきである。

審議会での主な意見

- ・ジェンダー・エンパワーメント指数(注1)は、80カ国中、日本は43位と非常に低い。上位の国は北欧などが占めているが、それら上位の国の施策を勉強すべきである。
- ・行政庁や公立学校などでの女性への管理職への登用の促進が重要である。そのためには職員数の男女のバランスが必要であり、また、これは女性の離職を防ぐ手だての重点課題の「家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援」と密接に関係する項目である。
- ・市の管理職の登用率を更に引き上げるように努力すべきである。そのためには、しっかりした昇進制度等を整えるとともに、優秀な人材を育成するプログラムや研修を行う。また、市の管理職への女性登用の数値目標を掲げる。
例：2020年までに女性管理職を20%にするなど(現在2.3%)。
- ・市の各種委員会・審議会の女性登用率などの取組目標値(具体的数値)を年次的に設定し努力すべきである。
- ・行政は女性の登用を含め、あらゆる分野でポジティブ・アクション(注2)の取り組みを行う必要がある。
- ・企業や労働組合・各種業界や団体などの指導的な立場の女性の登用率などに改善が見られた場合は、公的な評価を得られるなどのメリットがある政策を実施すべきである。
- ・推進状況を把握するため、企業規模別、職種別など、きめの細かいデータの収集に努める。
- ・男女共同参画は女性の問題として考えられがちである。このため男性の意識改革を含め広く市民に男女共同参画を啓発する必要がある。
- ・これらを推進するため、市に専門部署を設置することが望ましい。

(注1)ジェンダー・エンパワーメント指数：女性が政治や経済活動などに参加し、意思決定に参加できているかどうかを測る数値。具体的には、国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合や専門職・技術職に占める女性の割合など。

(注2)ポジティブ・アクション(積極的改善措置)：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもので、個々の状況により実施していくこと。

重点課題 「家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援」

「大項目」

1. 男女が働くための労働環境整備
2. 男女の職業生活と家庭・地域生活及び学校の両立支援
3. 学校や地域社会への男女共同参画の促進

大項目の基本的な考え方

これまでのわが国の社会は、男性が長時間労働で経済活動を支え、女性が家事・育児・介護などの家庭生活と地域での活動を担ってきた。家族・家庭こそ社会の基礎であり、ここでの男女共同参画が最も重要であることはだれもが否定し得ないことである。

男であれ女であれ、家庭・学校・職場・地域その他社会のあらゆる分野で、バランスよく参画できてこそ、人間らしい生活を送ると言える。これを実現するためには、まず「男は仕事、女は家庭に」といった固定的な性別役割分担意識の変革に努め、社会のあらゆる領域において、男女共同参画を阻害する制度や慣行を見直していく必要がある。特に職場においては、長時間労働やサービス残業の解消に努め、男女が、家庭・学校・地域の活動に参画しやすい就業環境を整備する必要がある。

また、生活領域だけではなく、年少者、子育て世代、高齢者など、あらゆる年代層における男女の固定的な役割分担意識を変革していくことが大事であり、そのうえで家庭生活と仕事、社会活動などが適切に行えることが、人間らしい生活(ワークライフ・バランス)(注3)につながるという考え方に立つ必要がある。

審議会での主な意見

- ・子どもが最初に学ぶ場は家庭である。家庭においては、父親・母親は固定的な役割分担にとらわれず、お互いに人格を尊重することが大切である。
- ・家庭教育においては、性や性差についてタブー視することなく、とことん話し合うことが重要である。
- ・家庭での教育は子どもの発育に応じ、常に学校教育と連携して行なわなければならない。
- ・女性が固定的な性別役割分担で育児や介護を担っていることの改善に向けての男性の意識改革を行なう。
- ・専業主婦また、専業主夫などその様々な家庭生活への理解を深め、必要な支援をする。

- ・ひとり親家庭の親が、個性や能力を発揮できるように、経済的負担や育児の負担の軽減などについて配慮する。とりわけ父子家庭の、各家庭の実状にあった支援にも配慮する。
 - ・障がい児の母・父が、個性や能力を発揮できるように、育児の負担などについて配慮する。
 - ・父親の家庭教育や家事・育児への一層の参加を促す。
 - ・父母、とりわけ父親の学校教育やPTA活動への参加を図る。
 - ・児童会、生徒会などの役員状況を調べるとともに、男女共同参画への啓発を積極的に行う必要がある。
 - ・学校職場における職員の勤務実態を把握し必要な改革を行う。
 - ・小中学生のいじめ問題など、学校だけでいじめの問題を解決することは、非常に難しいと思われる。小中学校は同じ地域の子供たちが学校に通っているため、地域の女性だけではなく男性も関わっていくことが大切である。
 - ・子育て期間中の社会参画や職場復帰を支援するため、0才乳幼児などの保育を充実する。
 - ・子どもを持ち、通常どおり働けない場合、働ける時期の人がその分をフォローアップし支え、そして育児が終わった時に、終わった人が次に育児をする人をフォローアップするという制度づくりを行う。
 - ・男女の労働者が、育児介護休業をとりやすいように職場環境を整備する。男性が育児介護休業を取得した場合は、積極的にその事例を紹介し企業にメリットがあるようにする。
 - ・固定的な性別役割分業を前提とした職場の組織風土の改善～子どもを産み育てやすい雇用環境(事業主だけではなく、上司、同僚も含めた職場の理解が不足している)を整備する。
 - ・男女のパート労働者などが、仕事と家庭生活(ワークライフ・バランス)をどう考えているのか、意識調査を行う。
 - ・職場で、男女雇用機会均等法等の趣旨等を周知し、男女同一労働同一賃金の実現にむけて努力する。
 - ・町内会、老人クラブ等の役員等の構成は、男女のバランスに配慮する。
 - ・男女の高齢者が、地域において積極的な役割を果たすことができるように配慮する。
 - ・独居老人家庭や家族内暴力の問題は家庭生活の問題にとどめず、地域の問題として考え、解決できるように行政は支援し、また、市民の意識を高めるよう啓発活動を行なう。
 - ・地域活動で議会の議員になる可能性のある人が、地域の方とふれあうことで、地域活動においても女性の意見が反映されることが大切である。
- (注3) ワークライフ・バランス：家庭責任を果たし、また健康維持、自己研修、地域活動等仕事と家庭生活のバランスを整えること。文字通り仕事と生活の両立・バランスを考えること。

重点課題 「農山漁村における男女共同参画の確立」

「大項目」

1. 魅力ある農業・漁業・林業地域づくり
2. 女性の社会的・経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

大項目の基本的な考え方

一般に、農山漁村では、女性は家族従事者として重要な役割を果たしている一方で、仕事と家庭生活両面において、過重な負担がかかることが多いのが現状である。また、都市部に比べて「家中心、男性優位」の考え方が根強く残っており、この中で、女性の見えない力で家庭や経営を支えてきた。これからは、農山漁村においても、女性の労働能力を適切に評価して、女性が報酬を得られる道を開くなど、女性の個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画を推進していく必要がある。農山漁村において、男女共同参画を阻害するような社会制度や慣行があるならば、それらを見直し、男女にとって中立なものとするように改善しなければならない。

審議会での主な意見

- ・農山漁村における男性の意識改革が必要である。
- ・女性の認定農業者や家族経営協定の推進及び農業者年金への加入を促進する。
- ・女性の経営への参画、適正な報酬配分による経済力の向上を図る。
- ・会計と家計の分離を推進する。
- ・家庭内での適正な役割分担と男女の協調関係づくりを促す。
- ・情報提供、情報交換や女性の研修の場とネットワークづくりを推進する。
- ・若い時期から女性が大型特殊車両運転免許などを取得できる環境や制度を整備する。
- ・牛舎や畑などにトイレを設けるなど職場環境の改善を促進する。
- ・長時間労働、不規則な労働、過重な力仕事などの労働環境をできるだけ改善し、男女がともに働きやすい職場づくりをめざす。
- ・地域の第1次産業では、「母さんの朝市」などに見られるような女性の起業促進を図る。

重点課題 「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」

「大項目」

1. 性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶
2. 性差に配慮した生涯にわたる健康保持
3. 母性保護と子育て支援の充実
4. 高齢者と家族が安心できる支援の整備
5. 障がいをもつ男女のノーマライゼーション(注4)の促進

大項目の基本的な考え方

男女共同参画社会を実現するためには、男女が等しく個人としての人権が尊重されることが大前提である。これを阻害する家庭内や社会での女性が被害者となる暴力、職場での差別・セクシャル・ハラスメント(注5)、及び、社会が期待する男性像を押しつけることによる男性への人権侵害、また性的少数者への人権侵害など、性差に関連するあらゆる暴力や人権

侵害の根絶が重要である。このため「性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶」を一番に掲げる。

また、男女共同参画の推進は、男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行われなければならない。女性は「産む性」という特質があり、若いうちからの健康管理と保健衛生の知識が必要である。

また、男女とも生涯を通し健康で生きがいをもって生活できるように、行政は研修会や講座、スポーツ教室などを開催し、障がい者も高齢者も健康で地域活動などの社会参画ができるよう、病気予防の施策などに重点をおくべきである。

審議会での主な意見

- ・ドメスティック・バイオレンス(注6)に関しては先進国の取り組みを参考にしながら、行政・民間が協力し、その実態と取り組みを研究し、ドメスティック・バイオレンス被害者自立支援計画の策定に努める。
- ・暴力などの被害者になった女性、また一旦犯罪や非社会的行為に手を染めてしまった女性の更生や自立支援を図る。
- ・盗難・強盗・性犯罪・誘拐などのみではなく、売春・違法薬物の売買と使用なども含め、女性が犯罪被害に遭うことがない、女性が暮らしやすい町づくりを促進する。
- ・職場では男女雇用均等法等関係法規を遵守して、セクシャル・ハラスメント防止を周知徹底し、安心して働ける職場づくりを推進する。
- ・結婚していない女性、就業していない女性も含めた健康保持の対策の促進、また、子どもの健康のための乳幼児健康診査、学校保健衛生の点検・充実を図る。
- ・健康診査受診率の向上や受診促進を家族・地域・職場・行政が一体となり推進する。
- ・心身の健康保持を図るため、心身の健康についての相談所を開設する。
- ・健康の自己管理への啓蒙・啓発活動と、健康を保持するための健康教室やセミナー、また、文化的教養を高める講座などを開催するとともに、既存の文化団体等の理解を求め、協力を得る努力と体制づくりを行い、積極的な住民参加を促す必要がある。
- ・「だれもが」、「いつでも」、「どこでも」、健康のため活動できるスポーツ・レクリエーションの場の拡大と、市民に対する積極的な情報提供を図る。
- ・結婚、出産、育児を精神的にも肉体的にも、そして経済的にも男女が理解しあえる体制づくりを進める。
- ・人工妊娠中絶や性感染症の低年齢化が進んでいるため、男女双方が性や母性に対する教育を受ける場と相談ができる場の整備を図る。
- ・保育士や専門的ボランティアなどの専門家による育児相談体制を充実させる。
- ・保育所の空き状況など、育児に関連する情報をきめこまかく提供する。
- ・家庭生活においては、学校に登校する子どもに朝食をきちんと与えることや、早寝早起きなどの正しい生活習慣を身につけさせることが必要である。
- ・経済的支援を含め学童保育の活動をさらに充実させる。
- ・高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、市の福祉計画と連動した施策の展開が必要である。

- ・病气療養者の家族介護も、女性だけの負担とならないような制度の整備を図る。
- ・女性障がい者への暴力根絶を図り、ノーマライゼーションを促進する。

(注4)ノーマライゼーション：ノーマライゼーションの理念は、障がい者の人権、価値、尊厳は他の市民と同じであり、障がいを持つ者も持たない者も平等に生活できる社会こそノーマルな社会である、という考え方である。このことから精神障害者がごく普通に暮らせることを支援する地域生活支援システムを構築することが、ノーマライゼーションの理念による実践ということになる。

(注5)セクシャル・ハラスメント(セクハラ)：「性的いやがらせ」のことをいう。人事院規則はセクシャル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。

(注6)ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、配偶者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動や精神的・性的暴力を配偶者からの暴力という。その者が離婚をした場合は、当該配偶者であった者から引き続き受ける暴力等を含む。

重点課題 「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」

『大項目』

1. 男女の平等と相互尊重を深める学校教育・社会教育と啓発活動

2. 国際交流における男女共同参画

大項目の基本的な考え方

男女が、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、その個性や能力を十分に発揮するためには、子どもの頃から、男女共同参画の視点に立った教育を行うことが重要である。

家庭での教育・学習は、学校や地域社会での活動にも影響を与え、すべての教育の出発点である。親は子どもに対し、個人の尊重、男女平等の視点に立った性別にとらわれない養育をする必要がある。

学校教育は、人格形成期にある子どもに対しての影響力が大きく、教育関係者は、教育の場において、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るための措置を講ずる必要がある。また、性教育は、子どもの成長に合わせて、単に性に関する知識を教えるのではなく、男女の生命の大切さや人間としての尊厳を重視し、総合的な人間教育の一環として位置づけるべきである。

勤労者や高齢者に対しても、それぞれの特質に即した内容の研修会や講座を開催するなど、社会教育の一環として、適切なジェンダー(注7)観を形成するための啓発活動が必要である。

また、私達の暮らしは、国際的な関わりの中で成り立っており、グローバル化(注8)の進展により、あらゆるものが国際的な影響を受け、多様な文化や価値観が行き交う現在、男女共同参画の動きも、国際社会におけるさまざまな取り組みと深く連動しなければならない。常に国際社会の動向に注目し、差別や偏見をなくして互いを知り合い、また、調査研究を行い、男女共同参画の視点から国際交流のあり方を見直し、人事交流などを一層促進する必要がある。

審議会での主な意見

- ・人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、または社会的な関係において差別をしない。
- ・教育においては、人権の尊重が一番大切であり、お互いの性の違いからの差を「差別」ではなく、性差による「男性らしさ」、「女性らしさ」をあらゆる機会を通じ、理解させることが重要である。
- ・学校教育は、子どもの発育段階・年齢に応じ、「男の子」「女の子」のお互いの身体的・精神的特徴を理解し、相手の人格を尊重しあう教育・指導が必要である。
- ・学校だより等を通じて、学校における男女共同参画への取り組みを紹介する。
- ・教育関係者は、男女共同参画についての知識をしっかりと共通理解し、そのうえで児童や生徒に指導すべきである。
- ・社会教育では、家庭生活の大切さや生涯を通じての男女平等の意識を持つ研修会や学習の場の提供が大切である。また、女性のエンパワーメント(注9)も必要であり、女性の地位向上に向けての勉強会も必要である。
- ・各種市民講座では、託児を設け、子育て世代の男女が参加しやすいようにする。
- ・農村地域では外国からの「お嫁さん」が増えている。この方々が明るく・楽しく地域に根ざして生活できるように、地元の方々を含め積極的に応援しなければならない。
- ・女性センターに男女共同参画推進の拠点としての機能をもたせ、学習と実践活動をサポートする。また、男女共同参画の専門機関として、リーダーの育成に努める。
- ・北見で留学をしている方、ホームステイをしている方々などと、交流の輪を拡大していくことも重要である。また、北見市内の国際交流機関・大学・団体と連携協力し、男女共同参画の観点から、異文化交流を深める。
- ・外国人労働者の増加もあり、外国人に接する機会が増えている。一方で外国人に慣れていない市民もいるので、外に目を向け、ある意味外国人に慣れる必要がある。
- ・国際交流に際しては、互いの文化を知り、家庭生活・家庭環境・社会環境の違いや共通点について学び、尊重しあうことが重要である。
- ・行政から、世界の男女共同参画の動向についての情報提供が重要である。
- ・国によって男女共同参画について格差があると思われるので、常に国際会議や国際社会の動向に注目し、市政を改善していく努力をする。

(注7)ジェンダー：性差にはセックスとジェンダーがある。「セックス」は生まれながらの「男」が「女」の違いの生物学的性差をいうのに対して、「ジェンダー」は社会的・文化的側面から見た性差をいう。ジェンダーは男女それぞれのしぐさや言葉づかい、さらには行動などによって見られる男女差の「男らしさ」「女らしさ」などの評価や基準が文化や生活習慣、教育など社会的背景によってつくられた性的役割をいう。したがって、社会的に割り当てられた性別概念や役割分担には、国や民族によって差異が認められる。

(注8)グローバル化：メディアの支配・インターネットの広がりや国際的な政策による諸国間の財・サービス・金融・投資・労働力及び文化の移動をいう。

(注9)エンパワーメント：本人の持つ力を発見し伸ばすこと。女性が生活における経済状況や健康問題、教育の機会などの重要な分野で、本来持っている力を引き出し、政治的・経済的・社会的に発言力と自己決定力を身につけ、力を持った存在になること。1995年の第4回北京での世界女性会議で主要なテーマとなった。

参 考

北見市男女共同参画審議会開催経過

- 1) 第1回審議会 平成18年10月17日
委嘱状の交付
会長、副会長の選出
今後の進め方・審議方法について
審議会スケジュール等について

- 2) 第2回審議会 平成18年11月 8日
進め方・審議方法について
審議テーマ「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」について

- 3) 第3回審議会 平成18年11月30日
審議テーマ「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」について
審議テーマ「家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援」について

- 4) 第4回審議会 平成18年12月18日
審議テーマ「家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援」について
審議テーマ「農山漁村における男女共同参画の確立」について

- 5) 第5回審議会(意見交換会) 平成19年 1月26日
審議テーマ「農山漁村における男女共同参画の確立」について
審議テーマ「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」について

- 6) 第6回審議会 平成19年 2月13日
審議テーマ「農山漁村における男女共同参画の確立」について
審議テーマ「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」について
審議テーマ「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」について

- 7) 第7回審議会 平成19年 3月10日
全審議テーマについて
最終答申(案)について

北見市男女共同参画審議会名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
今 坂 未 幸	公募委員	
大 岸 民 治	常呂自治区推薦	
波 野 嘉 伸	きたみらい農業協同組合	
竹 村 直 子	北見市小中学校長会	
田 中 シ ツ エ	端野自治区推薦	
平 野 温 美	北見工業大学	
比留間 かよ子	連合北海道北見地区連合会	
松 浦 千 代 子	留辺蘂自治区推薦	
松 岡 義 和	学識経験者	会 長
村 井 泰 彦	北見商工会議所	
矢 萩 悦 啓	日赤北海道看護大学	
吉 谷 優 子	ウイメンズ・きたみ	副会長